



屋外広告物許可書

22多建管許第2104号

申請者 住所 府中市府中町一丁目9番地

氏名 京王電鉄バス株式会社
取締役社長 島倉 秀市

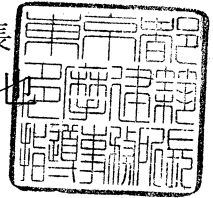
〔法人にあつては、その事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

平成23年3月28日付けで申請のあつた屋外広告物については、東京都屋外広告物条例第27条第2項の規定により、下記のとおり許可します。

平成23年3月29日

東京都多摩建築指導事務所長

伊藤 達也



記

- | | |
|-------------|--|
| 1 広告物の種類 | バス又は電車の車体利用広告(長方形枠利用) |
| 2 表示又は設置の場所 | 府中市晴見町二丁目22番地 |
| 3 表示内容 | バス車体(長方形枠利用) |
| 4 広告物の数量 | 255 枚 |
| 5 許可期間 | 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで |
| 6 屋外広告物管理者 | 住所
氏名
資格 |
| 7 許可条件 | (1) 広告物の裏面及び側面又は掲出物件は、ペイント塗装その他の方法により美観を保持すること。
(2) 蛍光塗料(蛍光フィルムを含む。)は、使用しないこと。
(3) 破損、腐食等により公衆に対し危害を与えるおそれが生じたときは、直ちに補強すること。
(4) 汚染し、変色し、又ははく離したときは、直ちに補修し、常に美観を保持すること。
(5) 許可期間が満了したときは、直ちに除却すること。
(6) 許可を取り消されたときは、直ちに除却すること。 |